

鳥取縣公報

昭和二十一年九月三日 外 火曜日

本報ノ大キサハ國定規格A5列

告示

◇鳥取縣告示第三百六十七號

昭和二十一年度秋期産婆、看護婦、理髮、鍼術、灸術、按摩術、マツサージ術、柔道整復術試験を次のやうに施行する。

昭和二十一年九月三日

鳥取縣知事 林 敬 三

種別	日	時	場	所
産婆學說試験	十月十五日	午前九時	鳥取市湯所町 鳥取縣立 鳥取盲聾啞學校	
看護婦學說試験	同	同	同	
同 實地試験	十月十六日	午前九時	鳥取市西町	
同 鍼術、灸術、按摩術、マツサージ術、柔道整復術學說試験	十月十八日	同	鳥取縣會議事堂	
同 實地試験	十月十九日	同	鳥取市湯所町 鳥取縣立鳥取盲聾啞學校	

理髮 試驗
産婆實地試験

十月二十一日
同 十月二十八日

鳥取市西町
鳥取縣會議事堂

志願者は昭和二十一年九月二十五日迄に願書、自筆履歴書修業證明書本籍地市町村長の身元證明書（産婆のみに限る）戸籍謄本若は抄本、寫真一葉（最近撮影した半身無台紙）手数料（産婆、理髮各拾圓、其他は八圓）添付提出（産婆、理髮は所轄警察署經由）の上試験當日午前八時迄に受験用具携帯出頭すること。